

40496

教科書文庫

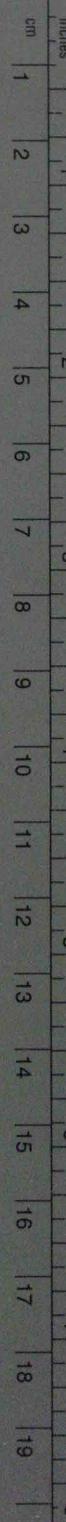
4
110
32-1935
2000.0
34380

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

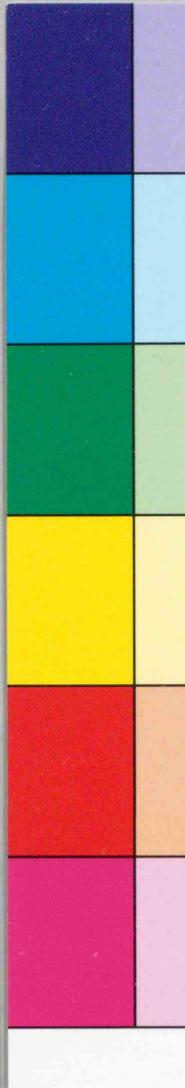
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



第三學年用

教科書文庫
4
110
32-1935
2000034380

高等小學修身書

文 部 省

資料室

3759
M.018

教科書文庫

4

110

32-1935

2000034380



文 部 省



広島大学図書

2000034380



第三學年用

昭和十二年六月一日購入

高等小學修身書

目 錄

第一課 皇位	一	第十五課 報恩	五十
第二課 國家	三	第十六課 勇氣	五十七
第三課 臣民	七	第十七課 敘智	六十二
第四課 憲法	十一	第十八課 至誠	六十八
第五課 公正	十六	第十九課 社會	七十四
第六課 愛國	二十一	第二十課 職業	八十二
第七課 家	二十三	第二十一課 財產	八十九
第八課 祖先	二十六	第二十二課 名譽	九十三
第九課 親子	二十九	第二十三課 公益	九十六
第十課 夫婦	三十二	第二十四課 秩序	九十九
第十一課 親族	三十五	第二十五課 國民精神作興に關する詔書（其の一）	百三
第十二課 忠孝	三十九	第二十六課 國民精神作興に關する詔書（其の二）	百七
第十三課 人格	四十二	第二十七課 總括	百十一
第十四課 仁愛	四十六		

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成

跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名　御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致

セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツヨヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德

ノ並進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名　御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署



高等小學修身書 第三學年用

高修兒三

第一課 皇位

皇位は天皇の御位である。天照大神が天孫瓊杵尊を此の國にお降しになつてから、御子孫が相繼いで此の御位に居られ、國家統治の大權を總攬(ちづら)あそばされてゐる。

大日本帝國憲法第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある。これは我が日本帝國が萬世一系の皇統と相依つて終始し、古今永遠に亘つて變らないことを明らかにしたものである。

我が國民は概ね祖先を同じくし、國を擧げて一大家族の趣をなしてゐる。さうして皇室は其の宗家であらせられる。國民の

皇位を仰ぐことは、ちやうど家族が家長に對するやうであつて、心から之に服従するばかりでなく、また之に敬愛の誠を捧げてゐる。これは實に我が國體の美しいところであつて、我等は此の國體の美を永遠に維持しなければならない。

皇室典範第一條に、「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とある。皇位は天皇が之を祖宗からお受けになつて御子孫にお傳へになるところのもので、皇位の繼承といふのは、畢竟、祖宗の御位を繼續延長せられるの謂である。さうして皇位を受繼がせられるのは、祖宗の御血統に屬する男系の男子に限ると定められてある。

皇室は天皇の御家で、皇族は其の御家族であらせられる。皇族とは太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親

王・親王妃・内親王・王・王妃・女王の御方々である。我が國民たる者は、皇位を尊崇すると共に皇族を尊敬すべきである。

第二課 國家

高修兒三

國家は、一定の民族が一定の領土に據り、主權によつて統治せらるる團體である。人は、元來團體を成して生活をする天性を有してゐる。もし個人々々が絶対に孤立するならば、人類は遂に滅亡するであらう。それ故、人は家を成し、國を成して其の生存を全うするのである。國家は共同生活の中の最も發達したものであつて、人は國家生活をすることによつて、最も完全に其の生存を遂げ、其の理想を實現することが出来る。

我が國民は皇室を中心として、幾千年の間、融合統一した生活

をして來たので、全國民が實に切つても切れぬ同胞一族の親しみをもつてゐる。これが我が國民の團結力に富む所以であつて、民族の發展と國家の興隆を來した一大原因である。

領土は統治權が完全に行はれて國民の生命を託する所である。國家の領土は實に國家の體^{たい}軀ともいふべきものであつて、國家が領土の安全を保護するのは、個人が身體の健康を維持するのと同様である。我等國民たる者は自國の領土を完全に護つて、皇威の無限に輝く民族安住の地となし、文化の發達、國運の振興の根據としなければならない。

國家は主權を以て其の存立の基礎とする。主權とは國家を統治する權力で、内にあつては國家の秩序を定め、國民の生活を安全にし、外に對しては國威を發揚し、國民の利益を保護する。

我が國では、主權は萬世一系の皇位にあつて、國民は其の無限の保護と無限の恩惠とに浴してゐる。主權の望むところは我が國家の隆昌と民族の發展とであつて、國民の望むところと全く一致してゐる。國民は絶対に主權に服從することによつて、始めて完全に共同生活の目的を遂げることが出来る。

國家は永遠に亘つて生存する。個人の生存は一時のものであつて、國家の生存に比べると極めて短く、むしろ其の一部をなすものといふべきである。國民たる者が、一己の利害に偏しないで、國家永遠の目的にかなふやうにすべきは當然の理であつて、かくて短い個人の生命も、國家と共に永遠に生存するものといつてよい。我が國民は、昔から君國の大事に死するも其の魂魄^{えんぱく}は常に君國を守護するとの信念を抱いてゐる。楠木正

成正季が七度人間に生まれて朝敵を滅さうと願つたのも、吉田松陰が「我、今、國の爲に死す。死して君親に背かず。悠々たり、天地の事。感賞、明神に在り。」と言つた心事の如きも此の信念に外ならない。

國家の目的は民族の生存と發展とを圖るにある。それ故、人は國家組織の下に於て、始めて十分に各自の人格を完成し、其の幸福を増進することが出来るのである。我等は、各自の眞の利益が、かゝつて我が國家の目的の達せられると否とにあることを思ひ、國家の目的を遂げることを我が事として、各其の業に勵むべきである。

我が國家は皇祖皇宗のお肇はじめになつたところで、人民があつて後に君主の起つた他の國家とは、建國の制を異にしてゐる。

高修兒三

高修兒三

其の上、皇室は國民の宗家として御歴代の天皇が臣民を愛し、教を垂れさせられたことは、眞に親の子に於けるが如くであつた。臣民も子が親を仰ぎ慕ふが如き眞心を以て皇室に對しう奉り、よく皇運を扶翼し忠誠を盡くして來た。我等は、常に我が國家の淵源が宏遠であり、道德を以て立つ國であることを思ひ、至大なる皇恩を感謝し、忠君愛國の念を深くしなければならない。

第三課 臣民

臣民は國家を構成する分子であつて、國家と運命を同じくする。國家の隆昌は臣民の繁榮に待ち、臣民の繁榮は國家の隆昌による。臣民と國家とは一體をなすものであつて、臣民各自は

國家に服従して其の行動を共にするべきである。國家に服従するのを徒に各自の自由を奪はれるやうに思ふのは、大いなる誤である。

國家は臣民を保護する。しかし臣民が完全に國家に服従しなければ、國家は臣民を完全に保護することは出来ない。國家の保護と臣民の服従とは、相依つて存するものであつて、其の一方だけ存することはない。國家に權力があり、臣民に服従があるのは、國家からいへば、國家の存立を鞏固^{きょうこ}にする要件であつて、臣民からいへば、各自の生存と幸福の保護を享ける要件である。それ故、國家に服従し、國家の存立を擁護^{ようご}するのは、臣民第一の本務である。

我が日本帝國は世界に於ける最舊國である。我等の祖先が世

高修兒三

世忠良な臣民としてよく國家に服従し、心を一にして國家の隆昌を冀^{こうこう}つたことは、國史に明らかである。我等の祖先は、常に中心から神聖な皇位を尊崇敬愛し、又臣民の間に紛争のあつた際にも天皇の臣民としては互に同胞一族たることの自覺を失はなかつた。これは我が國臣民の他に比類のない美點であつて、我等は永遠に此の美點を子孫に傳へる責任を有している。

臣民は國家に服従し、國家と其の志を一にしなければならぬ。さうして國家の目的は民族の發展にあるから、臣民もまた之を目的とすべきである。我が國のやうに世界無比の國體を有してゐるものにあつては、特にさうである。臣民たる者は、國家に大事のある時は、身命を顧みないで、國家の獨立と隆昌の

ために盡くし、平時にあつては、よく其の本分を守つて各自の業に勵み、國家の繁榮を期すべきである。又廣く知識を世界に求め、常に素行を慎み、徳義を重んじ、我が國民の品位を高潔にすることに志すことが大切である。要するに我等は九千萬の同胞の一人である、帝國臣民として、國家を構成する大切な分子であるといふことを、常に忘れてはならないのである。日本帝國が隆昌に向ふのも、衰頽^{さるたい}に傾くのも、我等臣民の一人一人に價值のあるかどうかといふことにかゝつてゐる。たとひ職業は何であらうとも、我等は各自國家の一員として、國家の獨立と隆昌の重きに任じてゐる者である。自分が價值のない人間であれば、それだけ國家は不完全なものとなることを免れない。かやうな自覺をもつて行動するのが、我が國運を振興

する道であつて、我等臣民の本務である。

第四課 憲法

憲法は、天皇が國家を統治せられる根本の法則をお定めになつたもので、統治權を行はせられるのに、此の條規によらせられ、臣民の權利と財産の安全とを保護せられる國家の大典である。國民は皆之を敬重し、遵奉しなければならない。

我が大日本帝國憲法は、明治二十二年二月十一日紀元節の佳辰に當つて發布せられた。此の日早朝、明治天皇は先づ賢所を御拜あらせられ、皇室典範及び憲法を御制定になつたことを、皇祖皇宗の神靈にお告げになつた。次いで宮中正殿に出御になつて、皇族以下文武百官をお召しになり、憲法發布の勅語を

賜はり、樞密院議長の捧げる憲法の正文をお受けになり、之を内閣總理大臣にお授けになつた。眞に我が國曠古の盛典であつた。其の時の勅語に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」と仰せられてある。これは我が憲法が、日本帝國の永遠の基礎を固くし、臣民の安全と幸福を全うするためには設けられたことを明らかにお示しになつたものである。

我が憲法は天皇の大詔である。外國の歴史によると、憲法は國民の約束で出來たものもあり、又君主と人民との協定で出來たものもある。我が憲法は之と異なり、天皇が國家の繁榮と國民の幸福のために、統治の大法を定めて之を國民にお示しになつたものである。

なつたものである。

我が憲法は國民に參政の權利を與へてゐる。參政の權利とは、國家の政治に關し、國民が協力一致して之に當り得ることである。さうして憲法は國運の發展を目的とするものであつて、一個人だけの利益と幸福を目的とするものではないといふことは、國民が忘れてならぬことである。

憲法發布の勅語に「惟フニ我力祖我力宗ハ我力臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我力帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我力神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我力臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我力

帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリと仰せられてある。帝國臣民たる者は此の勅語を奉讀して感奮興起せざるを得ない。

憲法は、國家最高の法則であつて、統治權の作用を大權・立法・司法に分ち、各其の機關を定めてある。帝國議會は立法權に參與し、裁判所は司法權を行ふ。さうして大權の行動は、主として政府をして其の施行の機關たらしめてある。これが我が憲法の組織である。

憲法と共に制定せられた皇室典範は、皇室の大事に關する根本の法則を規定したもので、憲法と同じく國家の大法である。又憲法及び皇室典範の外に、法律・勅令・其の他詔書・勅書等があ

る。法律は帝國議會の議を経て天皇が公布せさせられる法則である。勅令は、議會の議を経ないで、専ら大權によつて發せられる法則である。又皇室の大事を宣誥^{せんごく}したり、大權の施行に關する聖旨を宣誥したりするものが詔書で、文書によつて發せられる聖旨で宣誥しないものが勅書である。國民たる者は、皆之を尊重し、よく服膺^{ふくぎ}して違はないことを期すべきである。凡そどんな國にあつても、國家を構成する各人は、國家に完全に服従することによつて始めてりつばな國家の一員であるといふことが出来る。又國家に對しては絶対に忠實であつて、苟^{いかん}も國家の害となるやうな行爲を避け、もしくは之を防止することを怠つてはならないのである。これらは國民が國家に對して負ふべき當然の義務であるが、憲法には特に兵役の義

務と納稅の義務とを有することを明示してある。此の二つは、日本臣民として最も重大な義務であつて、國家の存立と隆昌は、臣民が此の義務を重んずることによつて達せられる。我等は忠誠奉公の精神を以て此の重大な義務を果さなければならぬ。

第五課 公正

人はめい／＼自分の欲望を遂げ、利益を得ようとするところから、やゝもすると他人の欲望や利益を侵すに至るものである。例へば人の身體・生命に危害を加へたり、人の財産を侵したり、人の名譽を傷つけたり、又人の自由を損つたりするのは、其の甚だしいものである。もしかやうな行動を其のまゝに放任

するときは、世の中はいはゆる弱肉強食の修羅場^{しゆらじょう}と化して、社會の秩序は破壊されるであらう。そんな社會には、人は一日も安んじて住むことは出來ない。それ故、人は、他人が自分の生命や利益を侵害することを許さず、同時に自分もまた他人の生命や利益を侵害しないやうにする責任がある。かやうに他人の生命や利益を自分のものと同様に尊重するところに、公正の觀念が生ずるのである。公正とは、つまり他人に對して不正をせず、又他人に不正をさせないことである。國家は、社會の公正を維持するためには法律を設けて、人と人との利害關係を規定してゐる。其の結果として、各人の守るべき權利・義務といふものが生じて來る。

法律は、社會の秩序を害せず、公益に違はない個人の利益を權

利として保護し、又他人の正當な権利を尊重すべき義務を命ずる。かやうに法律で人々に権利をもたせ、義務を負はせるのは、國家が公正を重んじて社會の秩序を維持し、人々に平和の生活をさせるためである。

権利は法律の賜である。各人が其の身體・名譽・財産・自由を享有するのを権利として保護してくれるのは法律である。それ故、人々は法律を尊重して権利を善用することが、身を處する上に大切である。かやうに自分の権利の由つて來る所以を知るならば、他人の権利を侵害してはならないこともおのづから明らかであらう。それ故、権利を大切にする者は、義務を重んずる念もまた深いはずである。畢竟、権利と義務とは、表裏をなしてゐるものである。もし自分の義務を果さないで他人の権利

を侵害しようとしても、法律は公正の立場から之を許さない。』権利・義務の尊ぶべきことを知らない國民は、即ち秩序を重んじない國民である。自分の正當な権利を解せず、當然負ふべき義務を果さない者の如きは、たゞ自分の身を處する道を誤るばかりでなく、國家の存立を託するに足らない國民である。國家の利益と光榮を尊重する國民は、個人としても権利・義務を尊重する者であることは、之を古今の歴史に照らして明らかである。

人がもし権利を侵害せられたとき、之を保全するには、國家の権力に訴へてしなければならない。自分で強力を用ひて之を保全しようとすると、社會の秩序は忽ちにして破れるであらう。國法は國民に権利を與へるけれども、権力は與へない。國民

は、國家の權力によつて其の權利の享有を全うすることが出来る。それ故、我等は常に國家の保護の恩惠に浴することが大であることを忘れてはならない。

法律による權利・義務の重んずべきことは、以上述べた通りであるが、法律上の權利・義務を勵行することばかりで道德上完全であると思つてはならない。社會の秩序を維持し、平和の交際を全うすることは、たとひ法律上の義務がなくとも、公正の精神から進んで之を行はなければならない。嘗て我等が學んだリンカーンの事蹟の如きは、彼の公正を愛する精神から發したもので、我等の模範とすべきものである。法律上の規定すら守らないのは、道德上最も低い人格といはなければならぬ。

第六課 愛國

我が建國の歴史は古い。昔我が天祖天照大神が天孫に命じて此の國を治めさせられてから今になるまで、皇室と臣民とは相依り、相助けて我が國の繁榮を圖つて來た。我等は祖先以來此の國の臣民として悠久の歴史をもつてゐる者である。我等の子孫もまた、萬世に亘つて此の國と運命を共にしなければならない。

我が民族は概ね同祖から出た一族であつて、此の美麗な國土は、我等の祖先が愛護して來たところである。我等は力を協せて此の國土を守らなければならぬ。我等が此の國土を守つて國家の獨立を維持するのは、列聖の宏謨こうぼくを賛さんけ、祖先の遺志

を繼ぐわけであつて、また自己及び子孫の安全幸福を全うする道である。

今の世は、各國相依つて共存共榮を圖り、世界の平和、人類の幸福のために、互に協力すべき時であるが、其のためには、各國が先づ統一あるりつばな國家でなければならない。さうして一國の獨立を維持し、其の繁榮を保持しようとするとには、どうしても國民自身が愛國の熱誠を以て之に當らなければならぬ。愛國心の弱い國民にあつては、共同の利害を捨てて専ら個人一時の利害に走るから、國家の行動に統一を失つて國力が薄弱になり、隨つて國威も振るはず、文化も衰へるのを免れないものである。

我が國は、昔から外國に比べて特に土地が廣いとか、資源に富

高修兒三

んでゐるとかいふわけではなく、又人口が多いとか、國民の體格が優れてゐるとかいふわけでもないが、未だ曾て外國のために征服せられたことがなく、侵略の恥辱を受けたこともない。さうして國光が年を逐うて益々輝き、文化が日に月に進むのは、我が國民が概ね同祖から出て團結力が強く、皇位を崇敬尊重する念を以て同時に國土・同胞を愛するがためである。要するに我が國民の愛國心は、忠孝の大義の發現するものに外ならないのである。

第七課 家

共同生活の最も自然なものは、血族團體である。父母を同じくしてゐる人々が、父母の慈愛の保護の下に相依つて團結する

のは、家を成す所以であつて、實に人情の自然に基づくものである。

我等が父母の愛護の下に成長するやうに、父母はまた其の父母の愛護によつて成長したものである。かやうにして次第に父母の父母にと遡さかのほつて考へてみると、我等に今日あるのは祖先の賜であることがわかる。それ故、家々其の祖先を祭つて、敬愛の誠を致すべきである。

家長は家の長であつて、家族を愛護し、又家の秩序を保持する。普通の場合に於ては、父が家長であるが、時としては、父でない者が家長であることもある。家長は祖先に代り、其の子孫を愛護する任務を有してゐる。家族はまた家長の命令に従ひ、家長と共に家の永遠の存在と繁榮とを全うすることに努めなけ

ればならない。

祖先の志を繼いで家名を揚げるのは、家長及び家族の本務である。祖先の志は子孫の繁榮にある。家名を揚げる方法は種々あるであらうが要するに、祖先から傳へた我が家を、道徳の上からも、功業の上からも、價值の多い家とすることである。人は家に於て世の風波を避けて至純の愛情に浸ることが出来、又知らずくの間に其の人格を培ふことが出来る。家は實に人生の搖籃えいらんであり、神聖な樂園である。しかるに世の風波を避けるはずの家の中で、時として風波が起り、人格の培はるべき家に於て、往々不徳の人を出すやうでは、たゞに家の不幸であるばかりでなく、實に社會の不幸であつて、祖先の志に背き、祖先の名を辱はずかしめることになる。家々が家族の樂園となり、奮勵の源

となるならば、社會の風俗を匡勵^{きやうれい}し、社會の福祉^{ふくし}を増進^{ぞうしん}して、世に忌まはしい浮華放縱^{ふかほうそう}の習^{わざ}や、輕佻詭激^{けいてうきげき}の風^{ふう}の生ずることを防ぐであらう。我等は各自其の行を慎んで、益^{ます}家名^{いえな}を揚げることに努むべきである。かの箕作阮甫^{みさくげんぽう}の事蹟^{じせき}の如きは、家を盛にし、世のために盡くして家名を揚げたよい模範^{もがん}である。

第八課 祖先

祖先を敬ひ、祖先を懷かしく思ふのは、本に報い、始に反るわけで、人間自然の道といふべきである。しかるに人はやゝもする^{かへ}と、父母は敬愛するが、祖先を敬愛すべきことを知らない。これは理義を辨へないからである。血統を重んじ、祖先を敬愛するのは、我が國の美風である。我等の家は祖先を基本として存續するものであることを思ひ、又我等の父母が其の父母を敬愛したことは、我等が今父母を敬愛するやうであつたことを考へると、我等もまた祖先を敬愛する美風を永遠に維持すべきことがわかる。

子が父母を敬愛するのは、人情の自然である。此の情を推して、父母の父母を敬愛し、又その父母に及すときは、遂には家に於ては一家の祖先、國に於ては民族の祖先に及ぶであらう。かや

うに本に遡つて祖先を祭ることは、人情の自然に基づくものであつて、久しく我が國風となつてゐる。それ故、各自の信ずる宗教の如何に拘らず、祖先の祭を重んずべきである。毎年時を定めて祖先を祭るのは、極めて大切な習慣であつて、一にはそれで祖先を敬愛する情を深め、一にはまた子女に孝順の心を養はせるものである。

祖先に對する務は、祖先を敬愛すると共に、祖先の志を繼ぎ、祖先の美風を傳へ、進んでは、みづから善事善行をして家名を揚げるにある。たとひ其の身は祖先の墳墓の地を離れることがあつても、祖先を敬慕する念を失はないで、家名を揚げることに努めたならば、我等は孝順な子孫たることが出来る。

今日の子孫は他日の祖先である。自分の行を正しくして、家系

を汚さず、子女を教養して善良有爲の人とするのは、祖先に對する務であると同時に、子孫に對する務である。祖先の善行は、之を傳へて其の遺風を仰ぎ、これに劣らぬ善行をしようと志すべきである。又りつばな祖先をもつてゐない者は、みづから奮つて子孫のためにりつばな祖先となる心掛がなければならぬ。

第九課 親子

子として親を敬愛し、親として子を愛護するのは、人情の自然である。さうして此の至情は一切の道徳の根源であるから、古來孝は徳の本であるといはれてゐる。

父母が其の子を愛護して成育させる辛苦は、實に言語に盡く

し難い。子たる者がそれを思つて孝行を盡くすのは、當然の理である。其の上、父母は祖先の志を承け、一家の繁榮のために盡くすものであるから、子たる者が父母に孝を盡くすのは、又同時に祖先と家とに對する務を全うすることになる。

孝行の要は敬愛と從順にある。父母の心に逆らはず、父母を慰め安んじ、又父母の志を繼いで家名を揚げるのは、子たる者の務である。たゞひ父母は父母たらずとも、子は子たるの道を盡くすべきである。父母に過があるときは、靜かに諫めて父母の行を正しくさせ、其の名譽を全うさせなければならぬ。我が身體は之を父母に受けたもので、實に父母の身體の延長である。之を毀傷しないで健康を保持することは、父母の生命を延べる所以であつて、大切な孝の道である。又我が精神には

父母の精神が傳へられてゐる。我が精神を修養して善事善行をするのは、父母の精神を擴充する所以であつて、また大切な孝の道である。要するに父母と自分とは一系のものであるから、我等は敬愛の誠を以て父母に事へると共に、自分を父母の延長と考へて其の心身を修め、國家社會に盡くすことが孝道であることを深く思はなければならない。

子たる者は成年に達すると、自營の計を立てなければならぬ。家を繼ぐ者は、なるべく其の家業に就くがよい。又別に一家を起さうとする者は、獨立して何等かの職業を求むべきである。かやうな場合に於ても、常に父母の意見を聽き、よく父母の教を請うて其の意に背かないやうにすべきである。親が子を愛護するのは、親たる者の本務である。しかし其の愛に溺れて

子女を教養する方法を誤ると、其の愛は却つて仇となつて、親たるの本務を傷つける。貝原益軒は「愛過ぐれば却つて子を損ふ」と言つてゐる。子を損ふのは、祖先の志に背き、家を衰へさせ、國家社會に害を與へることになるから、親たる者はよく子女の將來を考へ、之をよく導いて、忠良な臣民とならせるやうに心掛くべきである。

第十課 夫婦

夫婦は相依り相助けて其の家を維持し、之を子孫に傳へるものである。それ故、夫婦は各其の分を守り、力を盡くして家運の隆昌を圖らなければならぬ。かくして始めて男女は、人としての全き生活を遂げ得るのである。

夫が妻を愛護し妻が夫に従順であるのは、一家の秩序を維持する道である。夫婦の間は親愛の情を盡くすことが最も大切である。しかしたゞ相愛するだけで、相敬するといふことがなかつたならば、我がまゝ氣まゝとなつて、却つて不和を招くやうになる。それ故、夫婦は相愛すると共に、互に人格を尊重し合ひ、禮を守つて狎れないやうにしなければならない。かやうにして夫婦が相和して一家の秩序が整ふときは、子孫もまたいつしか此の美風に薰化せられるであらう。家々がかやうであつたならば、遂に一國の風俗を善美ならしめることになる。

夫は主として社會に出て公私之事に當り、妻は主として家事を治め、子女の養育を掌る。かやうに夫婦の任務を分つのは、一般の習慣がさうなつてゐるばかりでなく、男女の性情の差か

ら見ても、其の適當であることを知ることが出来る。さうして夫婦が互に他の任務を尊重し、各其の性行を高潔にして貞節を守り、勵精努力するときは、小にしては一家の繁榮を致し、大にしては社會の福祉、國家の隆昌の基となる。

夫婦は相依り相助けて其の家を維持するが、夫は一家の主人であるから、妻は夫の命に従ふべきである。さうして夫たる者は、かりそめにも妻を輕蔑し、又は妻に對して專恣の舉動があつてはならない。

夫婦の道は結婚に始る。夫婦の道を正しくしようとするには、先づ結婚について十分注意しなければならない。人の運命、一家の盛衰は結婚によつて定まることが多い。結婚は實に一生の大事である。しかるにやゝもすると輕率に此の大事を決し、

終生癒すことの出來ない禍根を招く者がある。それ故、配偶者を選ぶには、父母や親類、先輩の配慮に待つて配偶者となるべき人の性行などを考へることが必要である。特に我が國につつては、結婚は本人の大事であるばかりでなく、家の大事であるから、父母の同意を得、親近の尊長者の納得を経ることを重んずる習である。これは結婚を大事に思ふ者の當然とするべき道である。

第十一課 親族

血統の近い者が相依つて親しみ和するのは、人情の自然に基づき、人倫の常道である。兄弟姉妹は、共に父母の膝下に成長し、骨肉の親しみは父母に次いで厚い。兄弟姉妹の外にも、親族關

係のある者は多い。民法には六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族^{いんぞく}を親族とし、養子と養親及び其の血族との間には血族間と同一の親族關係があるものと定めてある。かやうに親族間の關係には親疎^{しんぞ}があるけれども、互に親和して相助くべきことに變りはない。

兄弟姉妹は、互に友愛の道を盡くすと共に、長幼の順序を正しくしなければならない。弟妹は常に兄姉を敬愛し、兄姉は弟妹を愛護すべきである。兄弟姉妹以外の親族間にあつても、互に親和すると共に尊屬・卑屬の別を重んじ、其の間の秩序を紊^{みだら}らないやうにすべきである。かやうに一家親族の間に於て長幼尊卑の序次を正しくするのは、社會の秩序を正しくする基ともなるのである。

親族の間は、親愛を旨とし、吉凶を互に慶弔^{けいとう}し合ふことが大切である。祖先の祭祀^{さいし}を行ふに當つて、親族が相會するのは、我が國の美風であつて、一には祖先を敬慕するの念を厚くし、一には親族間の共同の觀念を深くする。近い親族の凶事に際しては、一定の期間其の喪に服して謹慎の意を表すべきである。かやうに親族が親愛の情を以て相交り、苦樂を共にするのは、世人の**人情・風俗**を醇厚^{じゅんこう}にする源ともなるのである。

親族は互に助け合はなければならない。社會は人の共同生活であつて、人々は互に助け合つて始めて其の生存を全うすることが出來る。まして親族の如き切つても切れない自然の間柄にある人々が互に助け合ひ、勵まし合つて向上進歩を圖るのは、社會全般から之を見れば、社會の結合を人情の自然に基

づかせて、社會の組織を鞏固にし、社會の福祉を増進させることが大である。しかし親族互に助け合ふのは、やゝもすれば人に依頼心を起させ、自立自營を妨げる弊を生ずることもあるから、親族互に戒め合つてかやうな弊に陥らないやうにしなければならない。

親族の間の交際於て、妻たる者は、よく夫の親族に親しまなければならぬ。世には妻であつて生家の親族ばかりに親しんで夫の親族に薄くし、夫であつて妻の親族ばかりに親しんで自分の血族に薄くする者もあるが、これは本末を誤つてゐる。又親族の間は、境遇の相違によつて其の交をおろそかにするやうなことがあつてはならない。

我が國民は、概ね遠い親族ともいふことが出来る。それ故、親族

の間の共同親和は、廣くこれを國民一般の交際に及し、國を擧げて一家のやうな共同親和の團體にしたいものである。

第十二課 忠孝

教育に關する勅語に「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられてある。實に忠孝は、我が國道徳の大本である。此の大本をしつかりと守りさへすれば、如何なる徳もおのづから備つて来る。

子が父母を敬愛するのは、人情の自然に出るものであつて、忠孝の大義は此の至情から發するものである。我が國は家族制

度を基礎として成立し、國を擧げて一大家族の趣をなしてゐる。さうして皇室は我等の家々の宗家で、天皇は我等大家族の家長であらせられる。かやうな家國の制に基づいて、我等國民は、子が父母に對する敬愛の情を以て萬世一系の皇位を崇敬する。そこで忠孝は一であつて二ではない。そればかりでなく、我等の祖先は數千年來列聖の深厚な恩澤を蒙り、常に報効を圖つて來たものであるから、我等が皇室に忠を盡くすのは、即ち祖先の志を實現し、祖先の遺風を顯彰^{けんじょう}することになる。かやうに忠孝が一致するのは、實に我が國體の特色である。

家の團結は家長によつて統一せられ、國の團結は皇位によつて統一せられる。さうして忠孝は此の統一を確實にし、其の團結を鞏固^{きょうこ}にするものである。それ故人々が忠孝の大義を辨へ

てよく之を守つたならば、家國の繁榮は期して待つべきである。

國の團結はたゞ權力服從の關係ばかりで成立するものではない。人々の互に相愛する情があつて、これが連鎖をなすことを必要とする。家國の制にあつては、君父・臣子が權力・服從の關係によつて秩序を立てると共に、尊敬・親愛の情によつて和合協力すべきものである。忠孝は實に此の兩面に亘つて之を兼ねる德である。即ち君父に服從すると同時に、君父を敬愛するのが忠孝の本義である。

忠孝の徳はかやうなものであるから、忠孝の大義は家國を成す大本であつて、又家國の制と離れられない關係をもつてゐる。忠孝は家國の制によつて發生し、家國は忠孝の大義によつ

て存立する。さうして此の大義の存亡は、直ちに家國の存亡に關するものである。

第十三課 人格

人は誰でも良心があつて、自分のすることの善悪を辨へ、自分のすることに對して責任を感じ、進んでは智德を磨いて價值のある人にならうとする。人がかやうに自分の良心に従つて、人の人たる道を全うしようとするところに、人格が成立つ。人格と道徳とは離れることの出來ない密接な關係があつて、道徳は人格の最も大切な内容をなすものである。

人が自分の行爲の善悪について責任を自覺するところに、人の人たる資格がある。自分の行爲について自覺も責任感もな

い人は、人の人たる資格がない。人はたとひ才能が秀で、財寶に富んでゐても、それで尊いとはいへない。人格を有するから尊いのである。人格は實に人の最高の價値である。それ故、自分の智德を磨いて人格を高めようとしない人は、人として價値のない者といはなければならない。人が皆自分はかやうな人格を有する者であることを自覺し、各自修養に努めて人格を發揮しようとするところに、人生の尊い意義がある。それ故、我等は人格を尊重し、互に尊敬し合つていやしくも人格を軽んずるやうなことがあつてはならない。

我等は、常に道徳を重んじて人格の修養に努め、其の圓満な發達を期すべきである。行住坐臥、良い習慣を養ひ、德行を積めば、おのづと習性となつて良い人格が備り、之に反して日常の行

が放恣に流れるときは、おのづと人格を墮すことになる。人格修養の道は、畢竟智・仁・勇などの諸徳を備へ心を誠にして、忠孝の人となるために、自己の徳性を涵養するにある。又男子は男子として、女子は女子として之にふさはしい修養に努むべきであるが、自分の性癖や嗜好に偏して他を顧みないのは、圓満な人格に到達する道ではない。要するに人はどんな業務を執りどんな地位にあつても、不斷に修養の工夫を積まなければならぬ。孔子が「吾十有五にして學に志す。三十にして立つ。四十にして惑はず。五十にして天命を知る。六十にして耳順ふ。七十にして心の欲するところに從へども矩を踰えず。」と言つたのは、孔子の人格が年と共に向上進歩した跡を最もよく示してゐて、人格修養の千古の模範である。

物質文明が進歩して社會が複雑となるにつれて、やゝもすれば人々は、物質に囚^{とらは}れて精神生活を軽んじ、人格の尊重すべき所以を忘れるやうになる。かくの如きは甚だ戒むべき弊風である。我等は、自分の人格を尊重すると共に、他人の人格を尊敬し、相共に社會の一員として公共のために盡くすべきである。眞によい社會は、人々が互に人格を尊敬し合ふ、道德の重んじられる所でなければならない。社會に人格尊重の風が行はれて始めて風俗は堅實敦厚となり、人の生活は道徳的に向上し、隨つて國家の隆昌、社會の繁榮を期待することが出来る。がやうに人格の修養は、個人にとつても、又社會にとつても大切な意味を有する。我等が世に處して、生存の意義を全うするには、徳性を涵養して人格の圓満な發達に努め、更に人格を發

揮して社會の道德を進めなければならない。畢竟、社會の共同生活に於て人格を發揮するところに人の此の世に生まれた意義があるから、人格の修養に最善を盡くさなければならぬ。

第十四課 仁愛

幼兒が井戸に陥らうとするのを見れば、誰でもすぐ驅けて行つて救ふであらう。これは人から譽められようとか、感謝されようとか思つてするのではない。其のまゝ捨てて置くことは、どうしても人情として忍びないからである。此の忍びない心が即ち仁愛の徳の本であつて、人には皆此の心が具つてゐる。古語にも「惻隱の心は仁の端」とある。

高修兒三

不幸な人を思ひやつたり、人の難儀を救つたり、他人の疾苦に同情して慈善を施したり、又親疎内外の別なく博く人を愛したりするのは、皆仁愛の心である。人に此の心があればこそ、社會は成立ち、社會は繁榮するのである。

人と人との關係に於ては、此の仁愛の心が本となる。親は純な愛を以て其の子を慈み、子は眞心から親を愛する。父母の子に對する愛を慈といひ、子の父母に對する愛を孝といふ。親子の間の慈孝ばかりでなく、兄弟の間の友も、夫婦の間の和も、朋友の間の信も、君臣の間の義も、いづれも愛の心を本としないものはない。要するに愛は人の心と心とを結んで一體とし、社會生活を全うせしめる糺である。

愛の心は人の生まれながらもつてゐるものであるが、愛も自

高修兒三

然のまゝでは、やゝもすると偏した愛となる。善惡に明らかな叡智の光明に照らされて愛は徳としてりつぱな光輝を放つのである。愛の心を深くするには、思ひやりが大切である。よく人の事情を理解すれば、今まで憎いと思つた人に對しても思ひやりの心が起つて、却つて其の人を愛することが出来るやうになる。又仁愛の心は、愛する行爲によつて養はれる。朋友の難儀を見ても知らぬ顔をしてゐたり、學校の庭が汚れてゐても顧みなかつたりすれば、友を愛する心も、學校を愛する心も起るはずがない。たとひ自分には如何に苦痛であつても、それを忍んで人を愛すれば、其の間に仁愛の心は深くなる。仁愛はたゞ愛する者のもつ徳である。

世には幼い時に父母を失つたり、年をとつて子や孫に先だた

れたりして、扶けてくれる者のない人がある。又病にかゝつたり、災難に遭つたりして苦しんでゐる人もある。世にはかやうな人を、自分の乏しい暮しから人に知れず、そつと助けてやるやうな尊くやさしい心をもつてゐる人がある。我等はかやうな尊い行爲を模範として、困苦してゐる人を助くべきである。又今日は氣の毒な人の身の上に同情して之を援ける種々の社會事業が盛になつて來たから、我等は人々と協力して、益、それらの事業の發達に努めることが大切である。

我等は國民として同胞一體のものである。しかるに世には、同胞の間に分け隔てをするやうな者がないではない。これは理に戾り、同胞愛に乏しい者の行である。

我等は仁愛の心を、博く人類一般にまで及して行かなければ

ならない。國際間の圓満な交誼^{かぎ}は、全く國民相互の親愛に基づくものである。

第十五課 報恩

凡そ人たる者が、此の世に生を享^うけて其の生存を全うするこ^トが出來るのは、決して自分一人の力によるのではない。全く自分の周囲の各方面から、限ない仁愛の惠を被つてゐるためである。かやうな仁愛の惠を恩といふのである。

父母が我等を生み、我等を育てる勞苦は、誠に言語に盡くせない。父母は其の勞を勞としないで、ひたすら其の子の成長を喜び、幸福を希ふ。其の慈愛の恩恵は、實に廣大無邊である。古語にも「父母の恩は山よりも高く、海よりも深し。」と言つてある。又我

等は、學校に入學してからこゝに九年の星霜を重ねた。初の頃は東西も辨へない者であつたが、今は知識・技能も進み、是非善惡の差別も辨へるやうになつた。これは實に先生の教育の賜である。されば古から師の恩は親の恩と並べ重んじてゐる。かく我を生み育てるのは父母、我を教へ導くのは先生であるが、これは君國あつてのことである。君國あつて家々は繁昌し、君國あつて教育も十分に行はれる。民族の安榮も、社會の福祉も、君國の恩惠による。畢竟^{畢_ひ竟}我等が安全幸福な生活をし、文明の惠澤を共にすることの出來るのは、君國の大恩によるものであることを深く思はなければならない。

我等はかやうに親の恩、師の恩、君國の恩を被つてゐるが、なほ兄弟姉妹の恩、伯父母・叔父母の恩、朋友の恩から、更に廣く社會

一般より受くる恩などがある。我等はかやうに直接又は間接に多大の恩恵を受けてゐるのである。自分は少しも人の世話にならないと思つてゐる人でも、よく考へて見れば、實は意外に多く他の恩恵を受けてゐることに氣附くであらう。要するに人は孤立しては生存を全うすることの出来ないものである。

人は誰でも、我が身に受けた恩について眞に自覺するならば、其の恩を心の奥底から誠にありがたいと感謝しない者はないであらう。恩愛の惠が宇宙にみちくしてゐることを深く感ずれば感ずる程、其の心には感謝がみちて、歡喜の生活が開けて來るのである。かやうな恩の自覺と感激とは、人に其の恩を忘れようとしても忘れることが出來ず、どうかして之に報い

なければやまないといふ心を起させ、進んでは生命を抛つても悔いない程の報恩の熱誠を起させるものである。かやうに恩愛に感謝して、我等の眞心から恩人に對して親愛・敬虔の至情を盡くすところに、道徳心が芽ぐむ。

貝原益軒が「凡そ人は恩を知るべし。恩を知るを以て人とす。恩を知らざれば鳥獸に同じ。君に忠に、親に孝なるも、君父の恩を報ずる道なり。此の故に恩を知れる人は、必ず親に孝あり、君に忠あり。恩を知らざる人は忠孝なし。忠孝なければ、人たるの道を失ふ。」と言つたのは、至言といふべきである。

受けた恩を感謝することを忘れず、必ず之に報いようと心掛けるのは、人たるの道である。世の人々に此の心掛が十分であれば、社會は平和で、うるはしい所となる。もし人々が恩を受け

ても、之に感激する心の起らないのみか、恩を恩とも思はないやうであつたら、美しい人情は枯果てて、すべて人のする事を不足に思ひ、他人を責める冷たい心ともなり、延いては社會の**情誼**も消失するに至るであらう。

恩を感じることの深い者は、其の人格のすぐれたことを示すものである。しかるに世間には、恩を受けたと感ずるのを、人に對して頭のあがらないことのやうに考へる人がある。これは恩を施して其の報を求めるのと同様に、賤しむべきことである。恩を自覺すること深く、之に報いるのを當然と考へる程に責任の感の深い人こそ、其の人格のすぐれた者といふことが出来る。我等が嘗て學んだ豊臣秀吉と其の夫人が、伊藤右近の恩義に報いた事蹟の如きは、秀吉夫妻の人格を一層うるはしくするものではないか。

日常の生活に於て不平をいひ、不足を思ふときは、如何に恵まれた境遇の人でも、不満の生活を送らなければならない。之に反して自分の周囲を、すなほな心で見る人は、親の恩、師の恩、君國の恩はいふまでもなく、常に自分に對して多くの人が好意を向けてゐることを認めるであらう。たとひ直接好意を受けることは無いにしても、いろくの點に於て人のおかげを被つてゐることに氣附くであらう。例へば我等の食事をするときには、食物が父母の賜であることを思つて感謝すべきはいふまでもないが、其の米麥や野菜が農家の勞苦の賜であることを思つて感謝の心を起すべきである。我等が食事にあたつて、「いたゞきます」とか「御ちそく様」とか言ふのは、かやうな感謝

の心の現れである。又電車や自動車などに乗り、切符を切つてもらふ時、交通の事に當る人たちの勞苦に對して、「ありがたう」といふやうな感謝の心持であつたら、交通に從事する人たちの勞苦が酬まわいられることであらう。我等が人々の不足を責めることを知つて、我等の受ける好意と便益を感謝することを忘れたら、どんなに物質上の文明が進歩した社會であつても、潤うるほのない沙漠に等しい社會となるであらう。我等は常に「ありがたう」といふ言葉を用ひることを忘れまい。更に自分の力で出来る限り、報恩の道に盡くさう。又恩人に對して盡くすのはいふまでもないが、社會一般の恩に對しても、世のためになる事をして之に報いるやうに心掛けよう。

第十六課 勇氣

高修兒三

勇氣は意志の徳である。意志が強く且正しく働き、種々の障碍に打勝つて其の目的を達するのを、勇氣といふ。我等が何事を實行するにも缺くことの出來ないのは、勇氣である。殊に成功が困難であればある程、勇氣はいよ／＼大でなければならぬ。

人は誰でも、自分の一生を振返つて見るといろ／＼の出來事に遭遇して困つたことを憶おもひ起すであらう。夜暗い處をこはがつたり、怪談におびえたりしたのは、幼い頃のことである。地震や暴風・洪水に遭あつて恐しかつたこともあらう。又病氣や怪我をしたり、火事に遭つたりしたこともあらう。なほ勉強や仕事になまけ心が起つたり、時には誘惑に出會つたりしたこと

もあらう。成長しては事業に失敗したり、人の反対や妨害を受けたりしたこともある。かやうな種々の場合に、他人に助けられたことももちろん多かつたらうが、最後まで艱難を耐忍び、危険に打勝つて自分の生命を保ち、自分がしようと思ふ事を成し遂げることが出来たのは、自分のもつてゐる負けじ魂のおかげである。此の負けじ魂は即ち自助の精神であつて、實に勇氣の特色である。古人の歌に

憂きことのなほこの上につもれかし

かぎりある身の力ためさん

とある。何と力強い意氣ではないか。

人の一生には、艱難辛苦に出会ふことが少くない。我等はまだ人生の旅の初であるから、さ程困難といふものに出会つてゐ

ない。たとひ困難に出会つても、多くは親や兄弟などから助けてもらつて來たのであるが、やがて一人前の人となると、自分で何事も企てたり、困難を切抜けたりして行かなければならぬ。其の上に他人を助けて行かなければならぬことが多い。殊に國民としては、身命を捧げて國家の艱難に當ることを覺悟しなければならない。

我が國民は、祖先以來、非常に勇氣を尙び、卑怯未練を賤しんだ。しかし勇氣を尙ぶのは、ひとり我が國ばかりではない。孔子も智・仁・勇の三つを天下の達徳とした。又西洋でも、昔から叡智・勇氣・節制・公正を四大徳と稱して、勇氣の徳を尙んでゐる。かやうに國の東西を問はず、時の古今を論ぜず、人として生存を全うし、理想を實現するには、勇氣の徳の大切であることが明らか

である。

身體の丈夫な人は、自然に元氣で、何事も進んでなすことが出
来る。之に反して身體が弱いと、元氣がなく、困難にも打勝てない。
我等は身體の強健を圖り、如何なる困難にも進んで當るだけの
氣力を養はう。身體の強弱は、勇氣に關係することが大きいが、修養の如何によつては、必ずしもさうでないことがある。
身體が丈夫であるからといって、元氣に任せてやれば、無謀な
ことをして却つて身を過ることがある。これらは血氣の勇といつて、眞の勇氣でない。

眞の勇氣には、思慮が伴なはなければならぬ。思慮を盡くせば善惡を辨へ、是非を明らかにして、如何なる困難でも少しも恐れることなく、正しい目的に向つて邁進することができる。

此の心掛のある人は、身體は弱くても確乎不拔の勇氣の徳を備へることが出来る。

勇氣を養ふには、何事もみづから進んでなし、實地に意志の鍛錬をすることが大切である。事をなすのに思慮を盡くして、一旦實行しようと決心したならば、之を斷行することが必要である。かやうにして一事の後に一事を成し遂げることによつて、意志はだん／＼強くなつて、勇氣のある人となることが出来る。學業を修め、身體を健にし、又日常の業務に當るのは、皆實地に勇氣を養ふ機會である。

我等は嘗て、高崎正風が幼い時に、食物について我がまゝを制して克己の習慣を造つた話を學んだ。人は、年齢が長ずるといろいろの欲望が生じ、又さまざまの誘惑に遭ふものである。こ

れらの欲望を制し、誘惑を斥けるのは、最も困難なことである。古語にも「山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し。」とある。此の心中の賊に打勝つ人でなければ、勇者とはなれない。勇氣は又信念と熱情とによつて養はれる。みづから信ずるところが篤く、良心に省みて疚しくない場合には、古人も「みづから反みて縮からば、千萬人といへども、吾往かん。」と言つたやうに大勇を現す。又子を思ふ母の純な愛情は、如何なる困難にも打勝つて行く非常な勇氣を生ずる。かやうな絶大な勇氣は、實に人の熱誠からほどばしり出るものである。

第十七課 叡智

叡智は知の徳である。昔から智・仁・勇と並び稱せられてゐるや

高修兒三

うに、知の徳たる叡智は、情の徳たる仁愛や意志の徳たる勇氣と共に、人に缺くことの出來ない大切な徳である。人は此の叡智を養つて人格を高め、社會の進歩發達を圖らなければならぬ。

何事をするにも、善惡の區別を明らかにし、悪を斥けて善に赴かせるのは叡智の働くである。叡智は道徳を行ひ人格を高める上に必要であるが、又道徳を行ひ人格を高めることによつて、叡智は一層發達する。

叡智は個人の人格を高める上に大切であるばかりでなく、社會の進歩發達を圖るためにも、大切である。人は共同生活を營んで共生共榮の實を擧げ、以て社會の進歩發達を圖るべきであるが、さうするには叡智の働くに待つところが頗る大である。

高修兒三

社會の共存共榮の生活は、概ね學理の研究や技術の工夫などのやうな叡智の効によつて促進されるからである。それ故、我等は出來るだけ叡智の力を發揮して、世のため人のために文明の福利を進めなければならぬ。

かやうに叡智は、人格を高める上にも、社會の進歩發達を圖る上にも缺くことの出來ないものである。世には、知識はあるが道徳を顧みない人がある。かやうな人が人として價値のない者であることは、いふまでもない。如何なる知識でも、道徳に反しては全く價値のないものである。知識は道徳の實行に役立つて始めて眞の價値を生じ、價値のある知識であつて始めて叡智といふことが出来る。又世には道徳は重んずるが知識を重んじない者があるが、これも誤つてゐる。知識は叡智となつ

て人格の内容の一部を成す大切なものであるから、これがなければ人格の圓満な發達は期し得られない。叡智を重んずることは、即ち道徳を重んずることにもなる。

智徳の並進によつて人格を修養すれば人は何事をするにも自分で自由に誤なく遂行することが出来るので、創造といふことも十分に行はれる。創造とは價値のあるものを自分の叡智によつて產出すことである。創造は、機械を發明したり、業務動作であると共に、人格を高める動作である。否、道徳の實行こそ真に尊い創造である。さうしてこれらのこととは、皆叡智の効に待つことが多い。叡智がなければ創造が出來ず、又創造がなければ叡智も進歩しない。隨つて又人格も發達しないわけで

ある。それ故我等は學業を修めるにも、日常の生活を營むにも、あらゆる方面に於て創造に努むべきである。しかし創造工夫をするには、徒に新奇を求め極端に走つてはならない。よく物事の利害得失を考へて、順序を逐おおひ、中庸ちゆうようを失はない心掛けが必要である。

人格が社會の共同生活の中で發達するやうに、敏智もまた日常の經驗によつて進歩する。敏智は生きた知識であつて、日々の行爲の上に断えず働くものである。經驗から得た知識は、之を活用すればする程、生きた知識となり、敏智となる。それ故、我等は日常見たり聞いたりするものについて、断えず確實な知識を得ようと心掛け、之を人格の中に取入れて敏智を養ふことが大切である。眞理を發見するのも、善を善とし惡を惡とし

高修兒三

高修兒三

て判断するのも、共に同じ敏智の効である。あらゆる知識は、敏智となることが出来るし、又敏智とななければ其の價値を失ふことになる。それ故、我等は知識を單に知識として終らせることなく、斷えず生きた知識とし、敏智とするやうに心掛けなければならぬ。かやうにして我等の敏智は無限に進歩發達することが出来るのである。

少年の頃は、知識慾が盛であつて、生きた知識を養ふに適當な時であるから、我等は常に知識の收得に心掛け、敏智の修養に努めなければならない。現今世界の文明は日に月に進み、我等が個人として價值ある生活をするにも、國民として國家社會のために盡くすにも、益、敏智の効が必要となつてゐる。それ故、此の大勢に後れないやうに知識を磨き、創造工夫に勉めて、敏

智の徳を養はなければならぬ。それがためには、學校を卒業した後でも、讀書・思索の良い習慣をつけ、講演會や講習會などを利用して健全な知識を養ふことが大切である。かやうにして叡智の修養に努めるときは、我等の人格は向上し、國家社會のために貢獻し得る人となることが出来る。

第十八課 至誠

至誠は善に明らかで、内はみづから欺かず、外は人を欺かない心である。それ故、至誠は一毫の虛假がなく、一毫の偽飾のないものである。古人も至誠を眞實無妄の謂と言つてゐる。又至誠の行は、決して作爲に出るのでない。ちやうど飢ゑた者が食を欲し、父母が其の子を愛するが如く、實にやむにやまれぬ至情

高修兒三

高修兒三

の發露である。

至誠は萬善の基で、一切の道德の根柢となるものである。至誠を離れては如何なる道徳も成立するものでない。我が國に於ては、列聖の御めぐみが下萬民にあまねく行渡り、萬民もまた相率ゐて上皇室を崇敬し奉つて忠義を盡くし、君民の間がおのづから至誠の感應によつて結合されてゐる。君民德を一にするといふのも、畢竟かやうに上下が感孚することに外ならない。かかる國家であつてこそ始めて道の國といふべきである。家にあつて、父母の子に對する慈愛も、子の父母に對する敬愛も、親子の至誠の感應に外ならない。兄弟姉妹の間の友愛も、夫婦の間の和合も同様である。更に朋友の間を始め、廣く社會の人々の間に信義が守られるのも、恭儉己を持し博愛衆に及

すにも、公益を廣め世務を開き、國憲を重んじ國法に遵ふにも、皆一に至誠に發しなければ眞の德行とはいへないのである。至誠は道德の生命である。至誠に發する行爲は、人の心を動かさなければやまない。誠意に乏しい行爲は、如何に嘉言・善行のやうに見えても、人の心の奥底に徹底するものでない。一人の行爲がよく世を動かし、後世の人までも奮起させるのは、全く其の至誠の精神の相通ずるによる。楠木正成の誠忠は、當時の人心を皇室に向はせ、建武中興の大業を翼賛するに至らしめた。楠氏以後、遙かに其の風を望んで報國の赤誠を致した人は少くない。又名もない人の一心が、世人を動かした例も乏しくない。かやうに至誠の感應によつて、我が國民の道德は振興するのである。之に反して世に浮華放縱の習が萌し、輕佻詭激の

風が生ずるのは、要するに人心に至誠を缺き、又至誠の感激に乏しいのによるものである。

身に誠の心を養はうとするには、先づ善に明らかでなければならぬ。我等は修身の教を受けて、どうすることが善で、どうすることが惡であるかといふことを明らかに辨へ、さうして其の善とするところのものを擇んで固く之を執り、決して惡に陥らないやうに努めなければならぬ。又座右の銘を作つて身を戒めて行くことも、誠の心を養ふに効果がある。かの中村正直が修徳に關する要項を定めて徳行に勵んだのは、よい模範である。

我等はしばくうそをいふなと教へられた。虚言妄語しないやうにするのは、ちよつと考へると容易の事のやうに思はれ

るがよく注意して自分の言行を點検して見ると日々の行が其の言ふところと相合しないものが少くないことに氣附くであらう。身に誠の心を養はうとすれば、虚言妄語しないことが大切である。古人も、誠の道に入るには「妄語せざるより始めよ。」と教へてゐる。

身に誠を得ようとするには、よく我が身を反省することが必要である。人には誰も過のないわけには行かない。しかるに過を改めなかつたり、過を隠したりすれば、遂には悪い行爲までも何とか申しわけをしたり、偽り飾つたりするやうになる。さうなると公明正大な心は、とても起るものでない。廣瀬淡窓が反省を怠らなかつたのは、我等の學ぶべきことである。

我等は又人の見ると見ないとによつて陰日向のある行をし

てはならない。幽谷の蘭や深山の紅葉は、人がゐなくともよく薰^{かか}り、美しく色づく。それだから人が行つた時に、其の香が清く、其の色がうるはしいのである。もし人の行くのを待つてそれから俄に香を放ち色を出さうとしても、間に合ふものでない。又いつも氣を附けて掃除される室と、俄に蜘蛛の巣を拂ひ柱を拭いた室とは、おのづから違ふところがある。人も其の平生をたしなまなければならぬ。獨を慎むことは、心を誠にする大切な道である。林子平が「たとひ見てゐる人がなくとも、正しくない事は出來ない。」と言つたのは、實にりつぱな心掛である。我等は、自分で善と信じ、しなければならないと思ふ事でも、断行の勇氣に乏しいため、其のまゝに過ぎてしまふことが多い。それでは身に誠を得ることが出来ない。善い事は進んで之を

行ひ、悪い事は決して行はないやうに良心の命ずるまゝに従ふ習慣が出來たならば、其の間におのづから至誠の徳が備り、心も廣く、體もゆたかな境地に達するであらう。

第十九課 社會

我等は此の世に生を享け一家の人々と共に樂しく生活し、又近所の人々と親しく相交つてゐる。人は誰でも他の人々と共にして生活を遂げるものであつて、孤立しては生存を全うすることが出來ない。かやうな共同生活の全體を社會といふ。我等は各自獨立した一個の人格である。自分の身體は自分に屬し、決して他人のものではない。又自分の意志によつて自由に行動することも出来る。しかしこれは人が社會から離れて

生存するものであるといふことにはならない。自分の身體にしても、これは遠い祖先からのこされたものであつて、我が民族の一生命が自分に宿つてゐるものといはなければならぬ。又衣食住にしても殆ど皆他人の力で作られたものである。なほ自分の言語・思想にしても、自分一人で考へ出したものではなく、父母・先生、其の他の社會の人々から傳へられたものである。畢竟人は社會の中の人となるものである。即ち社會があつて始めて自分といふものが存在し、自分は社會と切つても切れないと關係にあるといふことがわかる。かやうに個々の人は連帶の關係に於て社會を成して生活をしてゐるのであるから、社會から無限の恩恵を受けると同時に、單に孤立した一人でなくて、社會を組織する尊い一員であるといふこともわかる。

これ、我等が自重しなくてはならない所以である。

我等は種々の社會生活を營んでゐる。即ち親子・兄弟などのやうに、血統を同じくしてゐる者と家を成して生活してゐる。又同一の主權の下に、市町村・府縣・國家を成して生活してゐる。かやうに人は種々の社會に結合されて共同生活をなし、決して社會から離れて孤獨の生活をすることは出來ない。

社會は人々の共同生活であるから、個人を離れて別に社會があるわけのものでない。それ故、社會の繁榮は全く個人々々の如何による。個人々々が善良であれば社會も隨つて善良に、個人個人が不健全であれば社會も隨つて不健全になる。そこで人々は互に扶^{たす}け合つて善良有爲の者となり、公共のために盡くして社會の繁榮を圖らなければならぬ。これが即ち社會

高修兒三

を成す個人々々についていへば、共存共榮といふことであつて、實に社會生活の理想である。

社會の隆昌を圖り、共存共榮の實を擧げるには、各人が守らなければならぬ道がある。人々は社會生活に於てそれらの道を實踐することによつて人格を完成し、社會は又各人がこれらの方を行ふことによつて其の存立を全うし、進歩することが出来る。

我等が既に學んだ孝友・和等の道は、家の繁榮の基礎をなす道であり、又公正を守り、秩序を保ち、忠君愛國の誠を盡くすのは、國家の隆昌を致す道である。其の他如何なる道徳も、皆社會の福祉の本となり、共存共榮を進めないものはない。即ち共同生活に於て、人と交る道は社會の成立繁榮の要件であつて、同時

高修兒三

に人々をして共存共榮を遂げ人格を向上させる道である。我等が人と交るこれらの道の中で、大切なものについて次に考へよう。

人と交るには信義を旨としなければならない。信義とは、己の言を履^ふみ行ひ、義理を重んじて其の務を果すことをいふのである。信義を重んずる人は、世人の信用を得、又其のために社會に於ける重要な仕事を託される。虛偽^{きつぎ}謗詐^{ぼうさ}を事とする者は、たゞ一時は得意なことがあつても、結局信用を失つて世に立つことが出来なくなる。凡そ信義は、我等の共同生活に一日も缺くことの出來ない道であつて、信義を缺く者は社會の一員たる資格のないものといつてよい。市町村に於て人々が信義を重んずれば市町村は榮え、國に於て國民が信義を守れば國

は盛になり、又國際間に於て國々が信義を以て交れば世界の平和を保つことが出来る。

人と交るには親切を旨としなければならない。何でも人のためになる事は、世人に認められると否とを問はず、勞を惜しまずにするのが眞に親切な行である。他人の困つてゐるのを見たならば、同情を以て之を扶くべきである。特に病氣や災難のために不幸に陥つた者に對して慈善を施すのは、稱讃すべき善行である。

共同もまた大切な徳である。我等は社會に立つて他の人々と事を共にする場合が多いから、和合共同の必要であることはいふまでもない。人々の間に道理に合はない差別を設けて融和しなかつたり、みだりに我意を通さうとして事毎に人と争

つたり、些細な事に小憤を挿んで一致を缺いたり或は他人の才能を妬んだり、或は私利のために他人を排斥したりするやうなことは、いづれも人と交る道に背くばかりでなく、誠に賤しむべき行である。しかし徒に附和雷同するのを共同であると誤解してはならない。眞の共同は、人を容れると共に、正理を守つて失はないやうにすることが肝要である。共同の力を以て正理に反した事をするなどは社会の秩序を紊る最も戒るべき行である。

社会に立つて人と交際するには、常に謙讓の徳を忘れてはならない。禮儀作法といひ、公徳といふも、皆謙讓の徳を外部に表示することに外ならない。個人間の交際に於て謙讓な人は、他人に好感を與へ、他人の尊敬を受けるであらう。又社会の人々が謙

讓の徳に富むときは、其の社会はおのづから秩序が立つて来る。尊大傲慢であつて禮節を顧みず、我がまゝな振舞をして公徳を輕んじ、自分の便宜ばかりを圖る者は、世人に攘斥せられる。社会の中にかやうな人が多いときは、社会は必ず秩序が亂れ、其の親和は破れる。謙讓は個人の美德であると同時に、社会發展の要件である。

長幼の序を重んずるのは、社会の人々と交る上に大切なことである。親族・師友ばかりでなく、一般の人々に對しても、老を敬ひ、長を尊ばなければならぬ。老を敬ひ、長を尊ぶのは、我が國の美風であつて、祖先の遺範であるから、我等は永く之を傳ふべきである。

人と交る上に大切な心得はなほ多いが、こゝで學んだものは

其の主要なものである。これらの徳を實行するには、我等は常に至誠を以て之を貫ぬくことが肝要である。

第二十課 職業

人が一定の職業をもたなければならぬことは、我等が既に學んだ通りである。一定の職業がなくてたゞ安逸を貪る者は、人たるの本分を盡くさないものであつて、深く恥づべきことである。職業は、社會生活の上から見ると、個人が社會の活動の一部を分擔することである。人は相集り、社會を成して共同生活を營むために、各其の職業を定め、長短相補ひ、有無相通ずる必要がある。職業の起つたわけはこれがためである。

職業は、たゞ一身一家の利益のために營むものではなく、社會

を繁榮させるための動作である。之を身體各部の器官が一身の生存のために活動するのに譬へることが出來る。もし一部の器官が其の活動に故障があると、其の器官が衰へるばかりでなく、延いて全身に害を及すのと同様に、各自が其の職業を怠るときは、社會全體の衰亡を招くやうになる。それ故、職業を重んじて之に勵むのは、個人としての本務を盡くすと共に、國家社會の一員としての本務を全うすることになる。

人は自分に最も適する職業を選ぶがよい。これは有益な結果を得る最良の道である。それ故、人々は先づ職業の性質を考へ、又自分の才能の長短を計つて、適當に選擇決定すべきである。しかし同時に、其の一身一家の事情をも顧みる必要がある。家に父祖傳來の職業がある者も少くあるまい。家を繼ぐ者は、な

るべく其の家業を受継ぐがよい。みだりに父祖の家業を改廢するのは戒むべきことである。しかし事情の如何によつては、別に他の職業を選ぶ必要があることもあらう。かやうな場合には、よく考へて選擇を誤らないやうにすべきである。

自分の職業には全力を注いで専心之に當り、又自分の職業を尊重して之に勵むのを樂しみとするやうにしたい。職業の種類によつて人に上下の差別を設けるのは誤である。人が世の尊敬を受けると否とは其の執る職業の如何といふよりも、むしろ其の人の品性はどうであるか、其の仕事で社會の健全な發達を助けるかどうかといふことによつてきまるのである。如何程重要な事務を處理する職にある人でも、又如何程利益の多い職に當る人でも、其の人の品性が下劣であつたり、其の

高修兒三

高修兒三

業に不忠實であつたりすれば、其の人は價值のない人といはなければならぬ。之に反して狭い土地を耕してゐても、或はさやかな店を出してゐても、其の人の品性がよく、且自分の業に忠實であれば、それは尊敬すべき人である。

職業にはいろいろある。中でも農工商は國民の多數が從事する職業であるから、これらの職業の性質をよく理解して置くことが必要である。

農業は、我等の食料とする穀物並びに肉類を供し、又我等の着る衣服の原料、我等の家屋に用ひる材木、其の他工業の原料を供給するものであつて、我が國民の最も多數が此の職業に從事してゐる。昔から農は國の本であるといはれてゐるのを見ても、此の職業の社會の利益となることが大であつて、尊重す

べきものであることが知られる。我が國民は、我が國古來の此の重要な職業の改良進歩を圖つて、國民全體の衣食住を豊にするやうに努むべきである。

工業は、人工を加へて物の利用を増すことを目的とする職業である。文明の進歩によつて技術が次第に發達し、製作が日に月に精巧を極め、又人の嗜好が進み、需要が加るに隨つて工業は益、其の範圍が廣くなり、其の種類が多くなつて來た。其の上今日では、文明諸國の國民は、相競つて便利な器具・機械を作つて工業の改良進歩を圖らうとして居るから、我が國民もまた此の趨勢に後れず、工夫創作に努めて我が國の工業を盛大にし、國富の増進を圖り、延いては人類の福利を進めることに貢獻すべきである。

商業は、主として農業又は工業によつて作られた貨物を世上に融通する職業であつて、世の需要に應じて之を供給し、物品の有無を通ずるものであるから、農・工業と共に社會のために大切な職業である。文明が進み、交通の便が加るに隨つて取引の區域が次第に廣くなり、其の方法もまた益々進歩して來た。我等國民は、忠實業に服して我が國の商業の發達を圖り、いよいよ信用を高めて、世界の市場に於ても優秀の地位を占めなければならない。

農・工・商は、社會の生存に最も直接に必要なものであるから、其の發達の如何は直ちに社會の榮枯盛衰に關係する。これらの職業に從事する者は、其の職業の重要であるわけを自覺して、専心忠實に其の責任を盡くし、正確な計畫を定めて其の業の

發達を圖るべきである。決して目前の利益に迷ひ、一時をごまかすやうなことがあつてはならない。

農工商の外、社會には種々の職業がある。皆社會の役に立つものであることは、農・工・商と異なるところがない。特に國家の公務に從事することは、一方では一身一家の職業であるやうであるが、他方では公の機關として動作するのである。官吏・公吏・教師等は、公の職を奉じて社會に於ける業務の重要な部分を分擔するものである。凡そどんな職業を執る者でも、結局國家を愛し、社會公共のために盡くす覺悟を以て奮勵すべきである。かやうにして我等は自己の人格を高め、家を治め、世を益し、以て國運の發展に貢獻することが出来る。

明治天皇御製

なりはひはよしかはるとも國民の

同じこゝろに世を守らなん

高修兒三

第二十一課 財產

人が一身一家の生活を安固にし、祖先に報い、子孫を養つて其の家を維持するためには、相當の物資を要する。又自己の業務の改善進歩を圖り、子女の教育をするためにも相當の物資を要する。これらの必要な物資の蓄たまはを財產といふ。

人が相當の財產を有して經濟上の獨立を保つのは、人として自由な活動をするに大切なことである。もし人に少しの財產もなく、辛うじて生活を維持するやうであつたならば、萬一思ひもかけぬ災難にでも遭あつた時は、直ちに他人の救助を受け

なければならぬ。これは誰にとつても誠に殘念なことである。

市町村に於て人々が相當の財産を所有して自立自營の生活を遂げるならば、其の市町村は繁榮する。市町村が皆かやうであつたならば、遂には一國の富強を致すのである。かやうに財産は個人の生活に必要であると共に、國の富強を増進させる基ともなるものであるから、國家は法律を設けて個人の財産を保護するのである。

財産を得る方法は、勤勉と節約にある。職業に勉めないで財産を得ようと望むのは、木に縁つて魚を求めるやうなものである。しかし、たゞ手足の勞役をするだけで其の間に思慮を用ひなかつたら、勞して効がないやうなこともあるから、常に思

慮を用ひて其の労力を有効にしようと努めなければならない。又職業に勤勉であると共に、日常の費用を節約して貯蓄することが必要である。個人の經濟は、收入に應じて支出を定めるのが原則である。一家の生計に豫算を立てて、收入の幾分を斷えず貯蓄するときは、一回の額は少くとも、久しい間には相當の財産となるであらう。世には、儉約をつまらないこととして、分に過ぎた金づかひをするのを誇とする者もあるが、それは却つて其の人の心根の浮薄なことを示すに過ぎず、むしろ攘斥すべき行である。

財産は大切なものであるが、蓄財の慾に驅られて財産の奴隸となつてはならない。財産を造るのを専らとして他の務を怠るのは、極めて賤しむべきことである。それ故人は財産を造る

と共に、之を用ひて益其の業を盛にし、或は親族の向上發展を助け、又必要のある時には適當に之を使用して世を益する心掛がなければならない。かの金原明善が公益のために財産を用ひたのは稱讚すべき行である。

父祖の家産を繼ぐ者は其の取扱に注意しなければならない。家産は父祖の勤勞の結果であるから、之を浪費したり、管理の仕方を誤つて之を失ふやうなことがあつては、父祖に對して相濟まない。

財産を蓄へるのは、一身一家のためばかりでなく、之を適當に運用すれば、世上の公益となるものである。これがために郵便貯金・郵便年金・銀行・信託會社等の制度が備つてゐる。それ故、人はこれらの制度を利用して餘財を蓄へると共に、之を世間

に融通して社會の進運に裨益ひきやくしようと努めるがよい。

第二十一課 名譽

高修兒三

人は名譽を重んじなければならぬ。名譽を重んずる人は、自分の品位を高め、世人の尊敬を受ける。名譽は、人が自分の本分を守り、德行を修め、國家社會のために盡くして世を益し、人を利するときは、當然其の身に得られるものである。人々が名譽を重んじ、廉恥れんちを尙ぶならば、國家社會の繁榮は期して待つことが出來る。

名譽は、有徳有爲の人にして始めて之を享けることが出來る。如何に才能の美、財寶の富をもつても、徳薄く、國家社會のために用をなさない者は、名譽を享けることが出來ない。名譽

を得よう」とする者は、却つて眞の名譽を得ることが出来ない。名譽は自分から求めて得るものといふよりも、他より與へられるものである。善行がなく、世の役に立たないで得た名聲は、虚名である。虚名を衒ふのは、其の人の品性が陋劣であることを示すものであつて、世人の輕侮を受けるに過ぎない。虚名はちやうど砂上に築いた樓閣のやうなもので、崩壊せざるを得ない。もし不幸にして一國舉つて虚名を喜ぶ風であつたならば、終に其の國の衰亡を招くやうになるであらう。

我が國民は昔から一般に名譽を重んじ、廉恥を尙んだ。汚名を受けることを厭つて死も顧みなかつた例は、史上に數へきれない程ある。人は一代、名は末代。^{といふ諺}は、我が國民性を陶冶して來た有力な教訓である。封建の世に武士が節義を守つた

のは、實に名譽を重んじた結果であつて、今もなほ我等の模範とすべきところである。

我等は自分の名譽を重んずると共に、他人の名譽をも重んじ、決してそれを毀損しないやうに心掛けなければならぬ。他人の名譽を毀損するのは、他人の身體・財産を害すると同じで、大きな罪惡である。故意に他人の缺點を擧げて過大に吹聴したり、事實を捏造して中傷讒誣したりするのは、最も賤しむべき行爲である。日常談笑の間にも、みだりに他人を嘲笑し、罵詈するものは、道徳上許すべからざることである。其の結果は、他人を害するばかりでなく、自分の品位をも傷つけるものであつて、隨つて自分の名譽を重んずる道ではない。

名譽は、ひとり個人にとつて大切であるばかりでない。家には

家門の名譽があり、學校には學校の名譽があり、國家には國家の名譽がある。我等は各自の名譽を重んずると共に、家門の名譽、學校・國家の名譽を重んじなければならない。

第二十三課 公益

人は自己一身の向上進歩を圖るばかりでなく、進んで世のため國のために利益を圖らなければならぬ。公益を圖るのは貴ぶべき行であつて、又共同生活をする者の當然盡くすべき本務である。教育に關する勅語にも、「進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられてある。我等は此の大御心のまにまに、其の分に應じて公益を圖るべきである。

公益を廣め世務を開くには、種々の道がある。農・工・商等の職業

に從事し、それを進歩させて世の便益を圖るのも其の一である。教育又は學術に身を委ねて國民の智德を啓^{ゆた}き、眞理を發見し、發明をするのも其の一である。其の他病院・託児所等を興し、交通・運輸の途を開くのもまた公益の道である。公益のために自己の業務を廢し、利益を棄てることも、時としては必要であるが、自己の職分を十分に盡くすことによつて公益を進めの場合が多い。

公益を廣めるに、多數の人々が共同して一致の行動をとることを必要とする場合も少くない。我等が嘗て學んだかの五人の庄屋が、共同して筑後川の水利を圖り、公共の福利を増進した事蹟の如きは、誠に稱讃すべき行である。人々共存共榮の關係が密接になつた今日にあつては、共同の事業の盛な社會程

繁榮するのが常である。殊に社會永遠の事業は、個人が單獨の力で成し得べきものではない。社會の人々が、或は衆智を集め、或は財産を併せて公共の事業に當る必要がある。これは實に社會發展の一要件である。それ故、公益を廣めるには、國民の共同の精神が盛でなければならぬ。

一身一家の一時の利害と國家社會の永遠の利害とは時として一致しない場合がないではない。此の場合には、私を捨てて公に就くのを道とする。義勇公に奉ずるのは、だゞ國家非常の時ばかりではなく、平時に於てもまた必要である。國民に一身一家を顧みないで公事に盡くす精神が盛であるときは、其の國は強く、民族は繁榮し、此の精神が衰へるときは、其の國は弱く、民族は滅亡するであらう。これは歴史の明らかに證明する

ところである。國民精神作興に關する詔書に「一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられてある。我等は奉公の至誠を以て公益世務に盡くして聖旨に副ひ奉るやうに努めよう。

第二十四課 秩序

社會の秩序を維持することは、共同生活をなす上に最も大切な要件であつて、人々は之によつて平和の生活を營むことが出来るのである。秩序のある社會は、健康な身體のやうなもので、秩序の亂れた社會は、疾病のある身體のやうなものである。國家社會の繁榮を望む者は、どうしても秩序の維持に努めな

くてはならない。

法律は、主として社會の秩序を維持するためには存する。風俗習慣もまた社會の秩序を維持するに必要なものである。我等は、法律に遵ひ、風俗習慣を重んじて、國家社會の秩序を維持しなければならない。かやうに我等が秩序を維持するのは、即ち國家社會の生存の要件であつて、國民として盡くすべき當然の務である。もし秩序を害する者があるときは、國家社會は少しも容赦せずに之に制裁を加へなければならない。これは國家社會の自衛のために必要なことである。

多數の人が共同の動作をする場合には、秩序を守ることが特に大切である。多數の人が、善良公正な目的を以て、穩當な手段によつて行動するならば、社會の改良を圖り、公益を廣める大

事業も成就するものであるが、大衆の會合はとかく氣焰えんが揚り、狂躁きょうそうに流れ易いものであつて、一步を誤るときは、國家社會の秩序を害することが起りがちである。それ故、衆人と共同して事を圖るときには、たとひ正善の目的から出るにしても、決して秩序を紊みだらないやうに特に注意すべきである。

言論は社會公衆に大きな影響を及すものであるから、社會の秩序を害する虞おそれのある詭激きげきな言論は、深く戒むべきである。言論の自由は國民の享有するところであるが、秩序を害しない範圍に限られてゐるのであるから、其の點について十分な注意を要する。

各人の自由は固より尊重すべきものであるが、自由を重んずる餘り、秩序を破つて顧みないのは許すべからざることであ

る。秩序を紊るやうな自由は、眞の自由ではない。それ故、隆盛な國家にあつては、一方では各人の自由が重んぜられると同時に、一方では秩序が重んぜられるのを常とする。之を以て見ても、秩序は國家の進歩に必要なことが明らかである。

秩序を維持するに必要なのは、従順の精神である。法律や善良な風俗習慣を遵守するばかりでなく、長上を尊敬してよく其の命に従ふべきである。長上を尊敬してよく其の命に従ふのは、謙讓の美德を表すものであつて、また社會の秩序を維持するに缺くことの出來ない要件である。もし従順の精神がないときは、共同生活を全うすることが出來ず、其のために國家の衰運を來すに至るであらう。

風俗習慣を重んずるのは大切であるが、之に拘泥して社會の

高修兒三

高修兒三

進歩を圖ることを忘れてはならない。たとひ風俗習慣となつて久しく傳はつて來たものであつても、明らかに道理に戻るもののは、之を改めるがよい。但し其の手段を考へて、決して急激に流れないやうに注意すべきである。

第二十五課 國民精神作興に關する詔書（其の一）

大正天皇は、大正十二年十一月十日、一般臣民に詔書を下し賜はつて、國民の精神を振作し、國家興隆の基を固くする道をお示しになつた。世に此の詔書を國民精神作興に關する詔書と稱してゐる。我等は今謹んで其の大意をうかゞひ、誓つて聖旨に副^モひ奉ることに努めよう。

國家の理想は、民族の生存と發展とを圖り、益、國家の價値を高

めて行くことにある。此の理想に向つて進む國家は興隆しそうでないものは衰亡する。さうして此の理想に向つて進歩發展するには、國家を組織してゐる國民の道徳が堅實であることを言ひかへれば民族の良心が鞏固であることと要する。詔書の始に「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」と仰せられてあるのは、此の理をお諭しになつたものであつて、古今に通じ、東西に亘つて變らない眞理である。此の剛健な國民精神は古來我が國では大和魂と稱してゐるもので、公明正大で不撓不屈な氣魄である。此の天地に漲る民族の氣魄が、君國の大際に際してはいふまでもなく、平時にあつてもよく發揮されて、皇運を扶翼し國運を發展せしめたのである。それ故、國民たる者は、此の精神を幼い時から十分に養ひ之を振るひ起して國の

基を固くするやうにしなければならない。

明治天皇は、國民の教育に深く大御心をお注ぎになり、我が國體に基づき教育の淵源に溯つて皇祖皇宗の御遺訓をお掲げになり、國民の遵守すべき道徳の大綱を明らかにお示しにつた。明治二十三年十月三十日に下し賜はつた教育に關する勅語が即ちそれである。其の後、國民の心が驕り、やゝもすれば荒み怠らうとする風が見えたので、更に臣民に詔書を下し賜はつて、國運發展の道として各自忠實に業務に服し、勤勉であると共に儉約を守るべきことをお勧めになり、又常に心に誠があつて言行に偽がなく、よく義理を重んぜよと懇にお諭しなかつた。明治四十一年十月十三日に下し賜はつた戊申詔書が即ちそれである。教育に關する勅語も、戊申詔書も其の御趣

旨は、いづれも人の履行ふべき道徳を尊重して國民精神を十分に養ひ、之を振起させようとする遠大な思召から出たものに外ならない。それ以來、國民の目あてとして進むところが定まり、國民は之をつゝしみ守つて、一心に奮勵努力したので、我が國の文化は著しく進歩し、國威は益々發揚されたのである。國家興隆の本が國民精神の剛健にあることは、之によつても明らかである。

大正天皇は、明治天皇の御遺業を受継いで、國民精神を涵養振作するのを政治の御方針となされ、御卽位以來、日夜御親らお愼みになつて、益々其の御方針を進めて行かうとひたすら大御心をお盡くしになつた。かかるに思ひがけもなく、大正十二年九月一日、關東地方に大地震が起つたので、天皇には畏懼多くも

高修兒三

高修兒三

我が國運發展の將來に對して深く御心痛あそばされて、此の詔書を下し賜はつて國民の勉むべき道をお諭しになつたのである。

第二十六課 國民精神作興に關する詔書(其の二)

大正天皇の御代になつて、我が國の學問・技藝は益々開け、人々の知識は日々に進んで來たが、他方に於ては、歐洲大戰の影響を受けた經濟界の變調に促されて、人々の心が浮薄になり、華美を好み、放縱に流れようとする風が、次第に國民の間に現れ初め、又國情と相容れない外來思潮と相待つて、輕はずみな不穏過激な氣風も生じて來た。國民は此の際に、反省自覺して時世の惡風を改めなければ、或は明治の昭代に於てせつかく盛大

になつた我が國運も衰へるやうなことにならうとする虞おそれがあつた。かやうな時弊の生じて來た上に、關東大地震によつて我が國民が蒙つた損害は、餘程大きかつたから、これまで進歩した文化を傳へて、更に之を復興し、國力を振るひ起すといふことは、實に容易なことではない。此の時に當つて、國民たる者は、舉國一致して國民精神を振作更張して、國家の艱難かんなんを切抜け、國運の發展を圖るべきである。

國民精神を振作更張する道は、明治天皇の下し賜はつた教育に關する勅語と戊申詔書との御趣旨につゝしみ従つて、其の實際の効果を擧げるより外はない。そこで國民たる者は、教育の淵源となつてゐる我が國體の精華を辨へ尊んで、智能の啓發と德器の成就とに努め、以て修養が一方に偏らないやうに

して圓滿な人格の發達を圖り、立憲自治の公民としては國憲を重んじ、國法に遵ひ、やゝもすれば亂れようとする政治上の道德を引きしめて之を勵行し、世の悪い風俗は之を改め、善い風俗は之を振興し、浮華放縱の風を斥けて質實剛健の氣風に向ふやうにし、輕薄で不穩過激な惡風潮を矯め直して、醇美敦厚で穩健中正の風となさなければならぬ。君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友などの道を明らかにして親和を致し、公衆に對する道徳を守つて社會の秩序を保つやうにし、自分の當然なさねばならぬ責務を重んじ、節制たとを尙ぶことが肝要である。我が國古來の美風である忠孝義勇の美德を益發揮し、博愛衆に及し、共生共榮を念として厚く人と交るべきである。家にあつては恭儉己を持し、勤勉勵精して業務に從ひ資產を興し、又社會に出

ては、自分一己の利益に偏しないで、國家公共の福利を圖り、世上有益の業務に力を盡くすことが大切である。以上の心得を守つて我が國運の隆盛を圖り、民族の安らかに榮え、社會一般の幸福の増進するやうに努力しなければならない。

大正天皇は、深く臣民の協力翼賛に依頼して、いよ／＼我が國の根本を鞏固にして動かないものとなされ、以て先帝から受繼がせられた大業を益々擴張しようと冀はせられた。又臣民に對して、よく聖旨を奉體して國民精神の剛健に勉むべきことをお望みになつていらせられる。

此の詔書は、大正天皇が關東大地震の後に國民のしたがひ守るべき道としてお示しになつたものであるが、其の御趣旨は教育に關する勅語、戊申詔書と共に、國民が永遠に奉體すべき

高修兒三

ものである。我等臣民たる者は、謹んで此の詔書の御趣旨を遵奉し、至誠を以て國民精神の作興に勉め、益々國運の隆昌を圖らなければならぬ。

明治天皇御製

いかならん事にあひてもたわまぬは

わがしきしまの大和だましひ

大正天皇御製

汐風のからきにたへて枝ぶりの

みなたくましき磯の松原

第二十七課 總括

道德を重んじ、善良な風習を維持することは、如何なる國民に

も必要である。しかして國々は其の國體を異にし、民族の歴史も同じでないから、おのづから特色ある道徳と風習とが其の國に發達して来る。風習は國民の性質を反映するものであるが、同時に又國民の性質を陶冶する手段ともなるものであるから、國民たる者は道徳を重んずると共に、國風を維持することに努むべきである。

我が國にあつては、君民が合して一體をなし、君は民を愛護し、常に國家の隆盛を念とせられ、民は君を敬愛し奉つて心を一にして忠孝を勵んでゐる。これが我が國道徳の大本である。皇位・國家・臣民・憲法・公正・愛國の諸課は、此の義を明らかにしたものである。

家族制度は、我が國の社會組織の基礎であつて、家・祖先・親子・夫

高修兒三

婦・親族に關する心得は、皆此の制度から生まれたものである。さうして祖先を尊び、家名を重んじ、親族相和すると共に、各其の分を守るのは、我が國特有の美風である。我が國民たる者は、永く此の善良な風習を維持しなければならない。我が國にあつては、忠孝は一致して分れない。愛國の念もまた忠孝の精神から生まれたものである。家國の制を維持して益、其の繁榮を致すには、實に忠孝の大義によらなければならない。

人格は人の人たる所以の資格である。家・國家等の社會は、人格によつて組織せられ、人格は又これらの社會の中に成るものである。人格は德を以て其の内容とする。德にはいろ／＼あるけれども、報恩の念厚く智・仁・勇を兼備へ、之を貫ぬくに至誠を以てするのを其の根本とする。我等は、これらの諸徳を養つて

各自の人格の向上を圖るべきである。

人は社會の中にあるつて始めて人となることが出来る。社會を離れて人なく、人を離れて社會もまたあり得ない。我等は、社會と自分との關係をよく自覺することが大切である。社會にあつては、人は一定の職業を執り、社會の活動の一部を分擔しなければならない。職業に勤勉であれば、それによつて得た收入を以て一家の生計を維持し、餘財を蓄へて財産を造り、他日の用に備へ、又世の公益に費すべきである。公益は秩序と共に社會成立の根本要件であつて、人々が私利を事とし、秩序を重んじないならば、共存共榮の生活を望むことは出来ない。名譽を重んずるのも、自他の人格を重んずる所以であつて、また共同生活に缺くことの出來ない心得である。

國民精神作興に關する詔書は、我が國民の特に覺悟し、實行すべき心得をお示しになつたものであつて、教育に關する勅語、戊申詔書と共に、我が國民たる者の遵奉恪守して怠つてならないものである。

我が國は、近年國勢がいよいよ隆盛に赴き、世界に重きをなすに至つたけれども、文化の發達の上からも、經濟の進歩の上からも、今後なほ國民の大いに努力を要するものがある。我等は此の聖代に生まれ合はせたことを喜び、いよいよ奮勵して忠實に事に當り、以て廣大無邊の皇恩に酬い奉ると共に、我が國を益、隆盛ならしめることに努めよう。

昭和十年十月廿四日翻刻印刷

昭和十年十二月廿二日翻刻發行

高等小學修身書第三學年用

定價金拾錢

著作權所有

發行者兼文部省

昭和十年十月廿五日
文部省検査局

東京書籍株式會社
東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

正作川石代表者
翻刻發行兼印刷者

東京書籍株式會社工場
東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地

發行所

東京書籍株式會社

広島大学図書

2000034380

